

平成22年川俣町議会第2回定例会会議録

平成22年川俣町議会第2回定例会は、3月4日川俣町役場議場に招集された。

|            |           |            |
|------------|-----------|------------|
| 1番 高橋道弘君   | 2番 高橋真一郎君 | 3番 嶋原利光君   |
| 4番 高橋道也君   | 5番 菅野清一君  | 6番 齋藤博美君   |
| 7番 昆久美子君   | 8番 菅野意美子君 | 9番 新関善三君   |
| 10番 黒沢敏雄君  | 11番 三浦浩一君 | 12番 五十嵐謙吉君 |
| 13番 石河清君   | 14番 遠藤宗弘君 | 15番 高野善兵衛君 |
| 16番 佐藤喜三郎君 |           |            |

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

|        |        |         |        |
|--------|--------|---------|--------|
| 町長     | 古川道郎君  | 副町長     | 高橋孝君   |
| 総務課長   | 仲江泰宏君  | 企画財政課長  | 佐久間恒司君 |
| 町民税務課長 | 高橋良之君  | 会計管理者   | 菅野浩市郎君 |
| 保健福祉課長 | 佐藤真寿夫君 | 建設水道課長  | 神野幸一君  |
| 産業課長   | 沢口進君   | 教育委員長   | 佐藤捷善君  |
| 教育長    | 神田紀君   | こども教育課長 | 佐藤光正君  |
| 生涯学習課長 | 佐藤勝雄君  | 総務課長補佐  | 大内彰君   |
| 監査委員   | 齋藤庸夫君  |         |        |

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願の委員会付託

諸般の報告

議報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について

報告第 1 号 寄附採納報告

報告第 2 号 専決処分の報告について

(専決第 1 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び  
福島県市町村総合事務組合の規約の変更について)

議案第 4 号 不動産の取得について (審議採決)

議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 7 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 8 号 川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例 (説明)

議案第 9 号 山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更について (説明)

議案第 10 号 川俣町携帯電話エリア整備事業分担金徴収条例 (説明)

議案第 11 号 川俣町火葬場建設基金条例 (説明)

議案第 12 号 川俣町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条  
例 (説明)

議案第 13 号 川俣町峠の森自然公園設置条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 14 号 川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例の一部を改正する条例  
(説明)

議案第 15 号 町道路線の認定、変更及び廃止について (説明)

議案第 16 号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 17 号 川俣町美術館設置及び管理に関する条例 (説明)

議案第 18 号 川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 19 号 平成 21 年度川俣町一般会計補正予算 (第 9 号) (説明)

議案第 20 号 平成 21 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (説明)

議案第 21 号 平成 21 年度川俣町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) (説明)

議案第 22 号 平成 21 年度川俣町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) (説明)

議案第 23 号 平成 21 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)  
(説明)

議案第 24 号 平成 21 年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算 (第 1 号) (説明)

議案第 25 号 平成 22 年度川俣町一般会計予算 (説明)

議案第 26 号 平成 22 年度川俣町国民健康保険特別会計予算 (説明)

議案第 27 号 平成 22 年度川俣町老人保健特別会計予算 (説明)

議案第 28 号 平成 22 年度川俣町介護保険特別会計予算 (説明)

議案第 29 号 平成 22 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算 (説明)

- 議案第30号 平成22年度川俣町水道事業会計予算（説明）
- 議案第31号 平成22年度川俣町簡易水道事業特別会計予算（説明）
- 議案第32号 平成22年度川俣町奨学資金特別会計予算（説明）
- 議案第33号 平成22年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算（説明）
- 議案第34号 平成22年度川俣町小島財産区特別会計予算（説明）
- 議案第35号 平成22年度川俣町飯坂財産区特別会計予算（説明）
- 議案第36号 平成22年度川俣町大綱木財産区特別会計予算（説明）
- 議案第37号 平成22年度川俣町小綱木財産区特別会計予算（説明）
- 議案第38号 平成22年度川俣町山木屋財産区特別会計予算（説明）

◎開会及び開議の宣告

- 議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成22年第2回川俣町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第118条の規定により、議長において1番議員 高橋道弘君、2番議員 高橋真一郎君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期、議事運営について議会運営委員長から報告願います。石河議会運営委員長。

- 議会運営委員長（石河 清君） 皆さんおはようございます。本定例会の会期及び審議日程につきまして、去る3月1日に議会運営委員会を開催し協議した結果、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から15日までの12日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の結果報告、寄附採納報告、専決処分の報告を受けます。その後、契約締結の審議・採決、一般議案14件の提案内容説明、平成21年一般会計、国保特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、飯坂財産区特別会計の補正予算6件及び平成22年度一般会計、国保特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、簡易水道特別会計、奨学資金特別会計、工業団地特別会計、各財産区特別会計の当初予算14件について提案内容の説明を受け、午後4時ごろ散会の予定であります。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件の審査をお願いいたします。第2日目の5日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。第3日目の6日は土曜日、4日目の7日は日曜日のため休会といたします。第5日目の8日、月曜日は午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時頃散会の予定であります。なお、一般質問は6名の方を予定しております。第6日目の9日、火曜日は午前10時に本会議を開議し、9日に引き続き一般質問を行います。一般質問は、5名の方を予定しております。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件などの審査をお願いいたします。第7日目の10日、水曜日は一般議案14件の質疑、討論、採決を行い、平成21年度補正予算6件と平成22年度当初予算9件の質疑を行った後、所管の委員会に付託を行っていただきます。その後、平成22年度各財産区当初予算5件の質疑、討論、採決を行います。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件などの審査をお願いいたします。第8日目の11日、木曜日から第9日目の12日、金曜日までは各常任委員会を開催をしていた

だき、付託案件等の審査をお願いいたします。第10日目の13日は土曜日、第11日目の14日は日曜日のため休会といたします。本定例会最終日であります第12日目の15日、月曜日は午前10時から正午まで各常任委員会を開催していただき、追加議案が予定されておりますので、午後1時から議会運営委員会等を開催をいたします。その後、本会議を午後3時に開議し、各常任委員長から請願の審査結果、付託議案の審査結果について報告を受けた後、平成21年度補正予算6件、平成22年度当初予算9件の討論、採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらをすべて議了して、午後5時頃閉会の予定であります。

以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員長から報告がありました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、12日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手もとに配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。

本日、ここに、平成22年第2回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告2件、議案は、平成22年度川俣町一般会計予算など35件でございますが、これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町政の重要課題や近況等についてご報告を申し上げます。

第1点目は、本町内の経済、雇用の状況と町の対応についてご報告を申し上げます。半導体や自動車関係では、一部の企業に受注量の回復の兆しはあるものの、下請企業の多い地場企業にとりましては、総じて実感としての回復基調には、まだ乗っていない状況にあると伺っております。雇用につきましても、大変厳しい状況が続いている現状でございます。この間、町といたしましては、緊急経済雇用対策として緊急雇用相談窓口等の開設や金融懇談会の開催、商工会、異業種交流会の会員等を対象に雇用調整助成金制度の説明などをはじめ、中小企業経営合理化資金の利子補給事業、日本政策金融公庫制度資金の利子補給事業、国の二度にわたりました補正予算を活用して地上デジタル放送対応テレビなど、電器製品の購入、数多くの道路維持補修事業などへの取り組み、そして、町独自にシルクスタンプ会が発行しましたプレミアム付き商品券への補助事業などを実施してまいったところでございます。また、雇用対策につきましても、県の緊急雇用創出基金事業を活用し、町及

び町内事業所における雇用の創出事業に取り組み、延べ70名の雇用を確保するなど、厳しい経済、雇用情勢に対して、迅速かつ的確な対応に努めてきたところでございます。一方、このような中、それぞれの事業が取り組まれているわけでありませんが、マテリアル交流会の事業の成果が少しずつ出てきております。会では昨年度に引き続き、今年度も中央公民館におきまして、第2回目の産業交流フェアを開催するなど、地元企業の活性化に向けた取り組みを進めておりますが、このような中、町内の大手の企業が、今まで町外の企業に出していた業務をマテリアル交流会の会員企業に発注する取り組みや厳しい雇用状況にもかかわらず、川俣高校の新規卒業者を追加で採用していただくなど、成果が見えるようになってきたところでもございます。また、3月2日から3日の両日、東京で第29回福島のおりもの展が開催されました。絹織物や生地約350点が出展され、町内からも7つの事業関連団体が出店をしてきたところでございます。これらの中には、おりもの展示館で製作されたショールやスカーフ、本町内で織った蛍光絹糸によるドレス、パーフェクトシルクを使って、福島と福井の産地間コラボレーションで製作されたシルクジャケットなどが並び、訪れたアパレル関係者の注目を集めておりました。シルク産業につきましては、産地間の連携が強められておきまして、先に発足しました全国シルクのまちづくり協議会加盟26市町村の活動と併せ、繊維産業の振興につなげていきたいと考えております。

続きまして、農業についてご報告を申し上げます。葉タバコの出荷が1月に終了したところでございます。一昨年から作付け品種が変わり、心配をいたしておりましたが、売り渡し状況を見ますと、前の品種に比べまして、天候が不順だったにもかかわらず、作りやすいうえに収量も安定し、予想以上の良い結果となりました。売り上げも昨年とほぼ同額の約3億3,000万円となっているようでございます。しかし、禁煙の広がり、タバコ小売価格の値上等によりまして、葉タバコの将来を考えますと大変厳しい状況が予想されますが、現状ではそれ以上の農作物がなかなか見当たらないという現状もあり、転作作物の小菊と併せまして、新たな適地、適作品目の開拓などをはじめ、町といたしましても、できるだけの支援をしてみたいと考えております。

第2点目は、緊急の課題として、昨年度から着手しております生活交通体系の見直しにつきまして、ご報告を申し上げます。平成20年度に川俣町生活交通計画を策定し、昨年10月1日から路線バスの再編と合わせまして、デマンド型乗合タクシー、ふれあいタクシーの試験運行を山木屋地区、小網木地区及び福沢地区において開始をいたしました。3月になり5ヶ月を経過したところでございますが、この間、運行している地区の皆様よりアンケートをいただくなどをして、2月1日からは一部見直しを行い、より利用しやすい運行体系としたところでございます。これまでの経過、見直した内容について、ご報告を申し上げます。

ふれあいタクシー運行については「運行時間が合わない」、「運賃が高い」、「予約が複雑、面倒」などの意見が寄せられております一方、ふれあいタクシーの運行特

性も考慮する必要がありますので、次のような方針で見直し案を検討したところでございます。まず、利便性の向上の対策としまして、運行便数の増便と運行時間の見直しを行いました。運行時間につきましては、アンケート調査や利用者ヒアリング調査を参考といたしまして、地区懇談会から得られた意見をもとに、設定しております。

次に、利用方法、予約方法につきましては、「予約そのものが面倒」という意見が多く寄せられましたが、山木屋、小網木地区のように広い面積の地域におきましては、事前予約により利用者を特定し、効率的に送迎するデマンドシステムは大きな効果が認められ、輸送時間の短縮にもつながっております。したがって、利用説明会などにより、正しい利用方法、予約方法の周知に努めますとともに、理解を求めてまいったところでございます。また、便ごとに設定されております予約締め切り時間を全便運行時間の30分前までに統一し、予約を簡素化いたしました。

次に、運賃につきましては、路線バスとの比較から高いという意見が寄せられておりますが、現在の運賃は路線バスの運賃を基準とし、自宅から目的地まで直接送迎するデマンド型交通の利便性を考慮して設定をしております。したがって、現在の運賃は適正であると考えておりますので、現行どおりといたしたところでございます。また、利用の少ない土、日、祝日の運行を効率化し、経費の縮減を図ってまいることといたしました。福沢地区につきましては、日曜、祝日のほか土曜日にも運休をいたします。一方、山木屋地区及び小網木地区におきましては、土、日、祝日用の運行ダイヤを編成し、利便性を高める運行時間に見直すとともに、1台の車両による運行の効率化を図っていくことといたしております。なお、引き続き利用状況等を検証し、見直しを図ることといたしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

第3点目は、新型インフルエンザ対策と現在の状況についてご報告を申し上げます。本町における新型インフルエンザの発生は、昨年8月中旬ごろから始まり、最初に、福島市に通学している高校生などが感染し、続いて11月には、町内の幼稚園、小学校、中学校にも本格的に広がりました。11月中旬には、飯坂小学校3年生で3日間の学年閉鎖、川俣南小学校や川俣幼稚園、富田幼稚園でも3日から4日間の学級閉鎖を余儀なくされました。また、12月には川俣小学校の2年1組を3日間の学級閉鎖にするなど、感染者は11月と12月で子どもたちを中心に延べ約500人となりましたが、冬休みを境に減少し、2月15日以降は、幼稚園、小学校、中学校での感染者は出ておりません。この間の町の対応としましては、全世帯にチラシを配布し、医者へのかかり方や予防の仕方について、お知らせをいたしました。一方、予防接種につきましては、国が定めたスケジュールにより、12月から開始いたしました。ワクチンの量が足りず、妊婦や基礎疾患を有する優先接種対象者でさえも、なかなか接種できない状況が続きました。このような中、町では川俣医師会の協力を得まして、12月14日から小学3年生までの子どもを対象に保健センターにおいて、5日間の集団接種を実施し、427名に接種を行いま

した。また、1月7日から6日間、小学6年生までの児童を対象に2回目の集団接種を実施し、445名に接種をいたしました。中学生につきましても、川俣中学校3年生80名に対し、また、山木屋中学校は全学年26名に対し、それぞれ集団接種を実施してきたところでございます。予防接種に対します助成は、町民税非課税世帯、生活保護世帯の方々には全額、その他の優先接種対象者には、一人につき1回分だけ1,000円の助成を実施し、1月末での集計では、幼児、小・中学生の集団接種も含め2,843人に対し、助成をいたしてきたところでございます。なお、1月になりましてワクチンに余裕ができ、2月1日からは健康な成人の方々も予防接種を受けられるようになりました。例年ですと、1月～2月にかけてがインフルエンザ感染のピーク時でございますが、新型インフルエンザにつきましても、例年よりも早い11月がピークとなり、その後は感染者が減少しているものの、この先、どのような状況になるのか不明でございますので、まだまだ注意が必要であると考えております。

第4点目は、本町山木屋地内に産業廃棄物処理施設を設置し、管理運営をしておりました富岡興業株式会社が、昨年11月26日に、福島県から産業廃棄物処分的一切に関する許可を取り消された件についてご報告申を申し上げます。このことによりまして、同社は山木屋地区に設置しております産業廃棄物最終処分場並びに中間処理施設を稼働できなくなりました。これらのことから、県は去る1月27日に山木屋地区公民館において、また、2月17日には二本松市において、それぞれの住民の皆様に対しまして説明会を開催し、富岡興業株式会社にしっかりと施設の管理をさせることを言明いたしているところでございます。町といたしましては、今後とも地元住民の皆様様の安心、安全の確保を最優先の課題として、県との連携を密にしながら対応をしてまいります。

第5点目は、3月21日、川俣町体育館を会場に開催されますNHKのど自慢について申し上げます。出場申込者数は685件でございます。抽選で250人が予選会へ出場することができるようになりました。予選会は3月20日、土曜日昼から体育館において開催されまして、20組が選考されるということでございます。なお、NHKのど自慢を見に行きたいということでの出場申込数は8,618人があったわけでありまして、1,500名が入場でございますので、多くの皆様方がはがきを出しても入れないという声が寄せられているところでございますけれども、ご理解をいただきたいと思っております。予選会は入場券がなくとも入って見ることがありますので、早めに体育館の方に行き、20日の土曜日は予選会の方も十分見ていただければなと思っております。地元の皆様方が出場権を得て、本番に出られることを願っているところでございます。

それでは、平成22年度の一般会計当初予算についてご説明を申し上げます。

我が国の経済は輸出依存度が高く、世界の景気に大きく左右されている状況にございますが、世界的な景気回復が予想以上に遅れており、一部の企業につきましても業績が回復しつつあるものの、全体的に見ますと、依然として厳しい状況が続い

ております。特に、地方の経済は企業のリストラなどの影響に伴い、より厳しさが増しているのが実態でございます。また、雇用につきましても、このような状況から新規卒業者の就職内定率が低く、失業率も高水準で推移するなど、依然として厳しい状況となっております。国は、平成22年度の予算編成に当たりまして、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済、社会を目指すという方針に転換をし、特に、子育て、雇用、環境、科学、技術分野の施策に重点的に取り組むことといたしております。また、その際、事業仕分けの評価結果の厳格な反映によりまして、不要、不急の事業につきましても歳出削減を行うとともに、特別会計につきましても聖域なき見直しを断行したうえで税外収入を確保し、これを最大限に活用した予算編成を行っております。このような方針に基づき、国の平成22年度一般会計予算案の規模は、平成21年度当初予算比4.2%増の9兆2,992億円となりまして、政策的経費である一般歳出の規模は3.3%増の5兆3,542億円となっております。県におきましては、県税収入の大幅な減少が見込まれる中、新年度から5年間の新総合計画に基づき、子育てや産業育成など5つの事業を柱とした事業を展開することといたしております。なお、最優先課題である雇用、経済対策につきましては、総合計画にはない6つ目の柱として位置づけ、県政の重要課題とし、積極的な対策を講じるといたしております。県の一般会計予算案の総額は9,022億2,000万円となり、前年度当初予算を268億円、率にして3.1%上回っており、平成17年度以来、5年振りの9,000億円を上回る予算案となっております。このような中、本町の平成22年度当初予算の編成にあたりましては、景気後退、経済、雇用情勢の悪化が続くことにより、町税や交付金などは減収と見込むことといたしましたが、国が地方財政対策において、地方の自由に使える財源を増やすこととしたため、地方交付税や臨時財政対策債が増額されることに伴い、歳入は増額と見込んでおります。また、歳出におきましては、経済、雇用対策を最優先に実施することとし、県の緊急雇用創出基金事業を活用した雇用創出事業への取り組みや町道、公共施設等の維持補修工事費など、地元企業が仕事を確保できやすくするよう、手厚く配分をいたしたところでございます。加えまして、中学生医療助成などの子育て支援事業を継続実施し、自立計画での重点事業にも優先的に予算付けを行いますとともに、さらには、福祉施策として小規模老人保健施設などを設置するための補助金を計上したほか、老朽化している火葬場の建て替えを準備するため、基金の創設を行うことなどにより、住民満足度を高めることとし、一般会計の予算総額を対前年度比13.9%、7億2,400万円の大幅な増額となる59億4,400万円といたしたところでございます。なお、議案第19号、平成21年度川俣町一般会計補正予算（第9号）で提案いたします平成22年度への明許繰越費が12億1,234万3,000円となっております。平成22年度の一般会計予算の実質的な予算額は、71億円を超えることとなります。

それでは、歳入歳出の主なものについて申し上げます。町税につきましても、町民税が景気の低迷によります退職者の増加などで減収と予測されるため、全体で前

年度比3,467万3,000円の減額となる11億9,165万8,000円と見込みました。また、地方交付税につきましては、国が地方財政対策において、地方の自由に使える財源を増やすとしたことから、交付実績ベースから見ますと、増額いたしまして24億7,765万4,000円を計上いたしております。歳出では経済雇用対策を最優先の課題として、町道など23か所の補修工事費として前年度比約3倍の6,892万2,000円、緊急雇用創出基金事業を活用して35名の雇用を図る新助館跡遺跡本調査事業費6,475万6,000円などを措置しております。また、小規模特別養護老人ホームなどの施設整備を行うための補助金として1億9,775万円や肺炎球菌、ワクチン予防接種、子宮頸がん、ワクチン予防接種を含む予防接種委託料2,656万4,000円、新たな火葬場を建設するための財源確保のため5,000万円の基金積立金などを計上し、自立計画の重点事業の取り組みと合わせまして、町民皆様の満足度を高める予算に努めたところでございます。なお、詳細につきましては、担当課長から後ほど説明をいたさせます。

それでは、提出議案の主な内容の説明を申し上げます。

議案第4号、不動産の取得については、独立行政法人雇用能力開発機構から雇用促進住宅川俣宿舎2棟の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、平成21年福島県人事委員会勧告に基づき、職員の勤務時間については、これまでの1日8時間、1週40時間から1日7時間45分、1週38時間45分に短縮することなどを、平成22年4月1日から実施しようとするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、平成21年福島県人事委員会勧告に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、勤務1時間当たりの給与額の算出基準について、現行の8時間から7時間45分に改めることなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、人件費削減策を実施するため、平成22年度の特殊勤務手当を支給しないこととするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号は、川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、人件費削減策を実施するため、平成22年度の特殊勤務手当及び業務手当を支給しないこととするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号、山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設のための財政上の特別措置法に関する法律第3条第5項の規定に基づき、山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更について、議決を求めるものでございます。

議案第10号、川俣町携帯電話エリア整備事業分担金徴収条例は、町が整備する携帯電話エリア整備事業により、本施設を利用して利益を受ける電気通信事業者か

ら分担金を賦課徴収しようとするため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第11号、川俣町火葬場建設基金条例は、現火葬場の老朽化に伴い、新火葬場を建設する財源を確保するため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第12号、川俣町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例は、身体障害者福祉法施行令の一部改正に伴い、平成22年4月1日より肝臓の機能障害が身体障害者手帳の交付対象となるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第13号、川俣町峠の森自然公園設置条例の一部を改正する条例は、川俣町峠の森自然公園施設において、バンガロー施設を解体したため、所要の改正を行うものでございます。

議案第14号、川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例の一部を改正する条例は、川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例に定める施設について、施設名の変更及び追加をしようとするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第15号、町道路線の認定、変更及び廃止については、道路法の規定により、町道路線の認定、変更及び廃止をしようとするものでございます。

議案第16号、川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例は、雇用促進住宅川俣宿舎を町営住宅として取得し管理するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第17号、川俣町美術館設置及び管理に関する条例は、旧福沢小学校を活用して設置する川俣町美術館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第18号、川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例は、公民館使用料の減免規定の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第19号、平成21年度川俣町一般会計補正予算（第9号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ3,458万6,000円を減額し、予算の総額を68億377万8,000円とするものでございます。本補正予算は、主に事業費の確定等によるものでございますが、歳入の主な減額補正は、国庫支出金で国庫補助事業の地方負担額に充当することが可能な地域活性化・公共投資臨時交付金の交付限度額が示されたことにより、7,805万9,000円を減額するとともに、町債において、地域活性化・公共投資臨時交付金の見込額が下回ったことによる補てんと、さらに、補助対象経費以外の一般財源分に補正予算債を充当することとし、1億3,400万円の増額をいたしております。また、繰入金で今補正の歳入歳出増減額8,629万9,000円を財政調整基金へ繰戻すことといたしております。歳出の主な増額補正は、子ども手当システム構築委託料550万円、自立支援給付事業国庫支出金等返還金604万4,000円などでございます。歳出の主な減額補正は、浄化槽設置整備事業補助金810万6,000円、雇用促進住宅取得費の確定によ

り469万5,000円の減額などとしてございます。なお、先ほどもふれましたが、国の補正予算を活用する事業が完了しないため、12億1,234万3,000円を平成22年度へ繰り越すことといたしております。

議案第20号、平成21年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。事業勘定の既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,065万7,000円を減額し、予算の総額を17億8,859万1,000円とするものがございます。歳入では、国庫支出金で療養給付費負担金の交付見込により1,203万7,000円の減額、諸収入で延滞金及び退職被保険者第三者納付金165万円の増額などがございます。歳出では、保険給付費の実績見込みにより、高額療養費261万4,000円、介護納付金の確定により465万9,000円、保健事業費の確定により395万6,000円の減額などがございます。

議案第21号、平成21年度川俣町老人保健会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の中で、歳出を補正するものがございます。歳出において、諸支出金のうち、第三者納付金収入に係る支払基金、国庫、県負担金返還金552万2,000円を増額し、一般会計への繰出金552万2,000円を減額する組み替えを行うものがございます。

議案第22号、平成21年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。既定の予算額から歳入歳出それぞれ66万5,000円を減額し、予算の総額を12億9,805万4,000円とするものがございます。歳入では、介護給付費負担金等確定見込みにより、国庫負担金2,418万4,000円、国庫補助金182万8,000円などの減額、繰入金で本補正の歳入歳出増減額2,326万7,000円を介護給付費準備基金から繰入れる措置としております。歳出では、保険給付費の実績見込により491万6,000円の増額、地域支援事業費の確定見込みにより558万1,000円の減額としているものがございます。

議案第23号、平成21年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。既定の予算額から歳入歳出それぞれ804万3,000円を減額し、予算の総額を1億6,012万9,000円とするものがございます。歳入では、後期高齢者医療保険料の確定見込みにより928万8,000円の減額、繰入金で保険基盤安定繰入金として保険料軽減分121万6,000円を繰り入れる措置としております。歳出では、保険料納付金確定見込により広域連合納付金806万3,000円の減額などとしております。

議案第24号、平成21年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第1号）は、規定の予算額に歳入歳出それぞれ74万円を追加するものがございます。本補正予算は、福島県が実施する県道原町川俣線、飯坂字北堀坂地内の緊急地方道整備、災害防除工事事業用地として、山林1,616.89平方メートルの土地売買契約に基づく補正予算でございます。

次に、平成22年度特別会計について申し上げます。

議案第26号、平成22年度川俣町国民健康保険特別会計予算でございますが、

本町の国民健康保険事業は、経済、雇用情勢の悪化が一段と厳しさを増している中、社会保険から国民健康保険への移行や切り替えにより、前期高齢被保険者の増加が予想されます。また、加入者の高齢化、低所得者の増加、医療費の増加傾向など、国民健康保険制度を取り巻く厳しい財政状況を踏まえ、収支の均衡を保持し事業運営に努めることを基本として、予算編成を行いました。事業勘定予算につきましては、歳入歳出予算総額を17億9,555万2,000円と定めたものでございます。前年度当初予算比では、額にして1,507万6,000円、率にして0.8%の増となったところでございます。主な歳入では、国民健康保険税は、現年課税分で3億8,897万6,000円、前年度比8.2%の増となるものでございます。これは、国庫負担金や前期高齢交付金の減額及び保険給付費の伸びなどが主な要因となっております。国庫支出金は4億8,097万4,000円で、前年度比0.4%の減、前期高齢者交付金は3億413万円で、前年度比11.5%の減、共同事業交付金は2億7,063万1,000円で、前年度比11.6%の増などとしております。主な歳出では、保険給付費は12億1,732万6,000円、対前年度比2.5%の増、後期高齢者支援金は1億7,015万6,000円、対前年度比16.7%の減、共同事業拠出金が2億3,745万4,000円で、前年度比8.8%の増となっております。また、保健事業費は2,238万6,000円、対前年度比2.5%の増といたしました。これは22年度から集団検診に加え、町内の医療機関による施設健診を実施するものでございます。施設勘定予算は、平成21年度に引き続き、済生会川俣病院を指定管理者として管理運営を委託することとし、歳入歳出予算の総額を467万4,000円と定めるものでございます。

議案第27号、平成22年度川俣町老人保健特別会計予算について申し上げます。老人保健制度は、平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度に移行したことにより、平成22年度で老人保健制度は廃止となりますが、平成21年度におきまして、第三者納付金収入があったため、22年度予算において、支払基金、国、県への返還金等を措置するため、歳入歳出予算の総額を552万7,000円と定めるものでございます。

議案第28号、平成22年度川俣町介護保険特別会計予算について申し上げます。平成12年にスタートした介護保険制度は丸10年が経過し、要介護認定者の増加に伴い、サービス給付費も増加の一途をたどっており、平成21年度からの第4期介護保険事業計画に基づき、歳入歳出予算総額を13億9,964万1,000円と定めるものでございます。前年度当初予算比は、額にして1億1,644万円、率にして9.1%の増となっております。主な歳入では、第4期介護保険事業計画に基づき、平成21年度から23年度まで3年間の中期財政期間として定める第1号被保険者に係る介護保険料は、現年度分で1億9,410万円、前年度比1.6%の増としております。また、給付費の負担割合に基づき、国庫支出金が3億4,846万3,000円、前年度比9.5%の増、支払基金交付金が3億9,256万4,000円、前年度比9.8%の増、一般会計繰入金金が2億2,007万8,000円、

前年度比6.2%増などとしております。主な歳出では、保険給付費が12億9,970万6,000円、前年度比、額にして1億1,872万1,000円、率にして10.1%の増となったところでございます。

議案第29号、平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。後期高齢者医療制度は、平成20年度に制度が施行され、3年目となります。広域連合で算出した平成22年度療養給付費見込みによる負担金及び保険料納付金等を計上し、歳入歳出予算総額を1億5,914万4,000円と定めるものがございます。前年度当初予算比は、額にして860万円、率にして5.1%の減となっております。主な歳入では、保険料9,148万8,000円、前年度比9%の減とし、そのうち特別徴収保険料6,363万4,000円、前年度比12.7%の減、普通徴収保険料2,785万4,000円、前年度比1%の増と見込んでおります。

議案第30号、平成22年度川俣町水道事業会計予算について申し上げます。業務の予定量につきましては、給水戸数が3,575戸、年間有収水量を924,400立米と決めました。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を2億4,885万円、水道事業費用を2億1,355万5,000円などで、支出の主なものは、浄水場中央監視施設リース料、受水費などがございます。また、資本的収支につきましては、収入が5,200万1,000円、資本的支出は1億8,470万7,000円でございます。支出の主なものは、浄水場沈殿池及び配水管布設替工事などがございます。そのほか重要な案件を提案しておりますが、詳細につきましては、提案の都度、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ可決を賜りますようお願い申し上げます。提出議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5、請願の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 請願は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第1号「町道柏葉線の改良舗装に関する請願書」、請願第2号「飯坂字大木戸地内の排水路の整備に関する請願書」、請願第3号「町道横大道・桑の木畑線の舗装改良に関する請願書」、請願第4号「大字西福沢字宝合内地内の側溝改修に関する請願書」、請願第5号「住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願」、請願第7号「赤坂・宮ノ脇（参道地区内）舗装改良・U字溝設置に関する請願書」、以上6件を産業建設常任委員会に、請願第6号「「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出について」を厚生常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6、ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る12月定例会で可決されました「産業廃棄物最終処分場に関する意見書」は、福島県知事及び福島県北地方振興局長にそれぞれ送付いたしましたので、報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、川俣方部衛生処理組合議会定例会について報告願います。菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成22年2月23日、午後4時、川俣方部衛生処理組合議会定例会は、川俣方部衛生処理組合に招集され、佐藤喜三郎議長、石河清議員、高橋道也議員とともに出席をいたしました。付議議案は、報告1件、議案1件でありました。

報告第1号、専決処分の報告及びその承認について、専決第1号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について、議案第1号、平成22年度川俣方部衛生処理組合一般会計予算。

以上、報告1件は報告され、議案1件は審議の結果、可決されたことを報告いたします。細部については、お手もとに配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、福島地方水道用水供給企業団議会定例会について、私から報告いたします。この場からの報告をお許し願います。

福島地方水道用水供給企業団議会の報告をいたします。

平成22年2月5日、午後2時、福島地方水道用水供給企業団議会定例会は、摺上浄水場に招集され、出席いたしました。付議議案は、報告1件、議案3件でありました。報告第1号。福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の議会対数の減少及び規約変更の件、議案第1号、平成21年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算、議案第2号、平成22年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算、議案第3号、福島県市町村総合事務組合規約変更の件、以上、報告1件は報告され、議案3件は、審議の結果、可決されたことを報告いたします。細部については、お手もとに配付のとおりであります。

これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7、議報告第1号、例月出納検査の結果を報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 8， 報告第 1 号、 寄附採納について報告いたします。  
総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 9， 報告第 2 号「専決処分の報告について（専決第 1 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約に変更について）」、 報告いたします。  
総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 報告第 2 号 専決処分の報告について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は 1 1 時 1 5 分といたします。  
(午前 1 1 時 0 0 分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。(午前 1 1 時 1 5 分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 1 0， 議案第 4 号「不動産の取得について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（神野幸一君） 議案第 4 号、 不動産の取得について  
町は、次のとおり不動産を取得する。

1 取得する不動産の表示

(1) 所在

伊達郡川俣町字壁沢 6 番地の 1 2

(2) 種別、数量及び価格

| 構 造 | 種 類               | 床面積 (㎡)           |
|-----|-------------------|-------------------|
| 建物  | 鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建 | 2, 4 8 0. 9 3     |
|     | 鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建 | 2, 4 7 2. 2 4     |
|     | 付属建物              | 4 棟<br>1 6 4. 1 5 |
| 合 計 |                   | 5, 1 1 7. 3 2     |

土地 宅地 6, 7 5 3. 7 4 ㎡

価格 5 5, 1 5 4, 8 2 4 円

(うち消費税及び地方消費税 1, 6 1 3, 7 5 0 円)

2 取得の方法

買入れ

3 取得の目的

町営住宅

#### 4 契約の相手方

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8  
独立行政法人 雇用・能力開発機構  
理事長 丸山 誠

平成22年3月4日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものである。

不動産の取得についてご説明申し上げます。

取得する不動産の表示でありますけれども、現在の名称につきましては、雇用促進住宅川俣宿舎、所在は川俣町字壁沢6番地の12、取得する不動産の概要でありますけれども、土地につきましては省略させていただきます。建物につきましては、建物構造鉄筋コンクリート造5階建て2棟でございます。間取りにつきましては6畳2間、4畳半1間、浴室及びトイレとなっております。戸数につきましては、80戸でございます。ほかに集会所等の付属建物4棟の合計としまして、建物延べ床面積は5,117.32平方メートルでございます。

次に、取得する不動産価格の内訳につきましては、土地6,753.74平方メートルでございます、2,126万6,074円となり、建物は住宅2棟と付属建物4棟との合計は3,388万8,750円、内税でございます。

以上で議案第4号、不動産の取得についての説明とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。私は、この建物を公営住宅として使うために購入することには異議はないんですが、ただ、雇用促進事業団として何としても売りたいという動きの中で、なかなか買い手が付かないのが全国の動きですね。それはやはりこの建物が古いとかなんかということで、各自治体では躊躇してるというのが実態だと思います。そういう点で、この建物を買うにあたって、買った方がいいけども、修理費ばかりかかるなんかいうことでは、これはまた問題だと思うんで、どの程度の例えばこの天井なんか屋外に上がってみれば草が生えていたりなんだりということで雨漏りの心配やなんかがされるわけですが、そういう点でどの程度の手入れをしたうえで購入するのか、この辺について質しておきたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（神野幸一君） 質問にお答えをいたします。

修繕箇所でございますが、建物につきまして屋上防水2棟でございます。それから、空き家補修につきましては73戸、それと管理人室の改造工事、これは1戸あります。それから、火災報知器の設置工事80戸、地上デジタル放送対応工事等

になっております。工事は現在進行中でありまして、工事の期間につきましては、3月12日、竣工の見込みと伺っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） そうすると、この不動産を取得した後は、町としてあのこの形で入居させるのに、これだけの金がかかるとかなんかということは一切ないというふうなことで確認をしていいのかどうか、この辺確認しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（神野幸一君） 質問にお答えをいたします。

修繕費につきましてはないというふうに考えておりますけれども、ただ、移動する方についての空き家の補修等は済んでおりませんので、3世帯分の修繕費用は生じてくるものと見込まれます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第11、議案第5号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年川俣町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（超勤代休時間）

第8条の2 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和41年川俣町条例第12号。以下「給与条例」という。）第14条第3項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、町長が規則で定めるところにより、当該超過勤務手当の一部

の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、町長が規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割振られた日（第10条第1項において「勤務日等」という。）のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日に割振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「（休日）」を「（第8条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第15条第3項中「職員の給与に関する条例（昭和41年川俣町条例第12号）」を「給与条例」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月4日提出

川俣町長 古川道郎

#### （提案理由）

平成21年福島県人事委員会勧告に基づき、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

平成21年の県人事委員会勧告に基づきまして、職員の勤務時間等について所要の改正を行うものでございます。職員の勤務時間につきましては、現在、休憩時間を除き、1日8時間、1週間当たり40時間と規定しておりますが、人事委員会勧告を踏まえ、1日7時間45分、1週間当たり38時間45分に短縮し、平成22年4月1日から実施しようとするものでございます。

本改正の経過について申し上げますと、平成20年の人事院勧告におきまして、民間の所定労働時間のすう勢を踏まえ、国家公務員における勤務時間を1日当たり8時間を7時間45分、1週40時間を1週38時間45分とする勧告を行い、平成21年4月1日から実施しているところでございます。県人事委員会は、これらの経過を踏まえ、平成21年の勧告において、国家公務員の勤務時間の改定及び他の都道府県の実施状況を踏まえ、地方公務員法第24条第5項の原則に基づき、職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定し、平成22年4月1日から実施とした勧告を行いました。県内におきましては、既に平成21年度から実施している市町村もございしますが、福島県をはじめほとんどの市町村においては、本年4月1日から実施することとし、勤務時間に関する所要の改正を行うこととしてございます。当町職員の勤務時間につきましては、午前8時30分から12時15分まで休憩時間45分取り、午後1時から午後5時15分までの8時間としてご

ございますが、実施にあたりましては、12時15分から午後1時までの45分の休憩時間を12時から午後1時までの1時間休憩時間を設けることとし、1日の勤務時間を7時間45分としようとするものでございます。なお、役場開庁時間につきましては、これまで同様午前8時30分から午後5時15分までといたすものでございます。

次に、労働基準法が改正されまして、平成22年4月1日から1か月に60時間を超える時間外労働にかかる賃金の割増額が5割以上に引き上げられるとともに、民間におきましては、割増額率の引き上げに代わる休暇、代休の制度が新設されることとなりました。これらを踏まえ、県人事委員会勧告に基づき、月60時間を超える超過勤務にかかる超過勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引上げを行う。また、割増額の超過勤務手当の支給に代わる措置として、月60時間を超える時間に対して、超勤代休時間、いわゆる代休を指定することができるとした規定を設け、本年4月1日から適用しようとするものでございます。

改正条文についてご説明を申し上げます。

第2条の規定は、1週間の勤務時間を定めてございますが、第1項中、職員の勤務時間は休憩時間を除き1週間当たり40時間とするを、1週間当たり38時間45分に改めるものでございます。

第3条の規定は、週休日及び勤務時間の割り振りを定めてございますが、第2項において、月曜から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るとするを、1日つき7時間45分の勤務時間を割り振ると改めるものでございます。

第8条の2は、超勤代休時間の規定について規定するため、新たに追加する条文でございます。

職員の給与に関する条例において、1月60時間を超える超過勤務にかかる超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げる改定を行うことといたしますが、本条例第8条の2第1項では、1月に60時間を超えて勤務した超過勤務時間について、その超過勤務手当の支給にかわる措置として、超勤代休時間を指定することを規定するものでございます。第2項では、指定された超勤第九時間は、正規の勤務時間であっても、職務専念義務を免除することを規定するものでございます。

第10条は、休日に勤務した際の代休日の指定を指定してございますが、代休日指定にあたっては、その指定する勤務日からは休日を除くとしており、超勤代休時間も同様とすることを規定するものでございます。

第15条は、本条例の改正条文中、第8条の2において、職員の給与に関する条例、以下給与条例としたことにより、同条中の文言を役所給与条例と改めるものでございます。

以上で議案第5号の説明に代えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第12，議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第6号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和41年川俣町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条中「ときは、」の次に「勤務時間条例第8条の2第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他」を加え、「ことについて」を「ことにつき」に、「を除くほか」を「を除き」に改める。

第14条第2項の次に次の2項を加える。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町長が規則で定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務100分の50

4 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超過勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に前項各号に定める支給割合から第1項又は第2項に規定する町長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

第17条中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 3 月 4 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

平成 21 年福島県人事委員会勧告に基づき、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

平成 21 年、県人事院勧告に基づき、所要の改正を行うものでございます。議案第 5 号におきまして、月 60 時間を超える超過勤務にかかる超過勤務手当の支給に代わる措置として、超勤代休を指定することができるとした規定を設けることといたしました。本給与条例におきましては、月 60 時間を超える超過勤務にかかる超過勤務手当の支給割合を 100 分の 150 に引き上げを行うなどの改正及び超勤代休時間の指定を受け、当該時間を消化した場合は、今回、引き揚げられた支給割合分は、支給しないことを規定するものでございます。また、勤務 1 時間当たりの算出基準につきまして、8 時間を 7 時間 45 分に改め、平成 22 年 4 月 1 日から適用しようとするものでございます。

改正条文についてご説明を申し上げます。

第 13 条の規定は、給与の減額について定めておりますが、職員が勤務しないときは勤務 1 時間当たりの給与額に勤務しなかった時間数を乗じて得た給与額を減じて支給することとしてございますが、超勤代休時間を指定され、勤務しなかった場合の時間数は、勤務しなかった時間として取り扱わないことを規定するものでございます。

第 14 条の規定は、超過勤務手当について定めてございますが、新たに第 3 項として、日曜日の超過勤務時間を除き、1 月の超過勤務時間が 60 時間を超えた分については、第 1 号について支給割合を 100 分の 150 とする。また、その勤務が午後 10 時から翌日の午後 5 時までの間である場合は、100 分の 175 とすると規定するものでございます。

第 2 号においては、勤務時間条例第 5 条の適用により、1 週間当たりの勤務時間が条例で定める勤務時間を超えた場合、その超えた分については、支給割合を 100 分の 25 と定めてございますが、月 60 時間を超えた分については、支給割合を 100 分の 50 に引き上げると規定するものでございます。

第 4 項の規定は、月 60 時間を超えた勤務時間について、職員の勤務時間、休暇等に関する条例で定める超勤代休時間の指定を受け、当該時間を消化した場合は、今回引き揚げられた支給割合分は支給しないことを規定するものでございます。

第 17 条の規定は、勤務 1 時間当たりの給与額の算出を規定した条文でございませぬが、勤務 1 時間当たりの算出基準について、8 時間を 7 時間 45 分に改めるものでございます。

以上で議案第 6 号の説明に代えさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

す。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第13、議案第7号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第7号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年川俣町条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

8 特殊勤務手当は、第1条第2項の規定にかかわらず、平成22年度は支給しない。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月4日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

行財政改革の推進施策として人件費削減策を実施するため、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

行財政改革の推進施策として、人件費削減策を実施するため、平成22年度の特  
殊勤務手当を支給停止とするものでございます。なお、支給停止による人件費削減  
額は、全額306万円となるものでございます。

以上、議案第7号の説明に代えさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第14、議案第8号「川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（神野幸一君） 議案第8号、川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年川俣町  
条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6 特殊勤務手当及び業務手当は、第8条及び第15条の2の規定にかかわらず、  
平成22年度は支給しない。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成 22 年 3 月 4 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

行財政改革の推進施策として人件費削減策を実施するため、所要の改正を行うものである。

説明を申し上げます。

8 条には、特殊勤務手当、第 15 条の 2 には業務手当が規定されています。現在、特殊勤務手当の支給を受けている者は、ございません。また、業務手当につきましては、職員 1 人当たり月額 8,000 円と規定されておりますが、平成 22 年度には支給しないことによりまして、職員数 4 人で年額 38 万 4,000 円の節減となります。

以上で議案第 8 号の説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 15、議案第 9 号「山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） 議案第 9 号、山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 5 項の規定により、別紙総合整備計画書のとおり変更する。

平成 22 年 3 月 4 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

平成 20 年 3 月定例議会で議決を経た平成 20 年度から平成 24 年度までの山木屋八木辺地に係る計画について、その一部を変更するため、議決を求めるものである。

次のページをお開きいただきたいと思います。

総合整備計画書（案）

福島県伊達郡川俣町 山木屋八木辺地

（辺地の人口 158 人 面積 5.1 km<sup>2</sup>）

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する字の名称

川俣町山木屋字秋葉森山、字石平山、字大久保、字上、字キトウスズ山、字桑向、字桑ノ山、字糶屋山、字坂、字清水、字瀬戸、字世戸四山、字戸下向山、字八木、字八木西、字八木前、字八木南

### (2) 地域の中心の位置

川俣町山木屋字坂 25

(3) 辺地度点数

1 4 3 点

2 公共的施設の整備を必要とする理由

本地域は、人家が山間地に点在する集落で、土地条件、自然条件に恵まれず、農業生産や生活環境の向上が阻害されている。

地域内を走る道路は、未改良、勾配急峻、幅員狭除区間が多く、改良舗装が望まれている。

3 公共施設の整備計画

平成20年度から平成24年度までの5年間

(単位・千円)

| 施設名     | 事業内容                                   | 事業主体 | 事業費    | 財源内訳 |        | 一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 |
|---------|--|------|--------|------|--------|--------------------|
|         |  |      |        | 特定財源 | 一般財源   |                    |
| 板宮山・阿間線 | 道路改良舗装工事<br>L = 4 0 6 m<br>W = 5 . 0 m | 川俣町  | 60,129 | —    | 60,129 | 57,100             |
| 桑山線     | 道路改良舗装工事<br>L = 2 2 5 m<br>W = 4 . 0 m | 川俣町  | 20,000 | —    | 20,000 | 19,000             |
| 合 計     |  |      | 80,129 | —    | 80,129 | 76,100             |

それでは、説明を申し上げます。

山木屋八木辺地は、山木屋字秋葉森山をはじめとする17の字で構成される地域で、中心地は山木屋字坂25番地であります。当地域は人家が山間地に点在する集落であり、土地条件、自然条件に恵まれず、農業生産や生活環境の向上が阻害されており、地域内を走る道路は未改良、急勾配、そして幅員が狭いところが多く、改良舗装が望まれている地域でございます。平成20年3月に総合整備計画を策定し、平成20年度から22年度の3か年の計画で、町道板宮山・阿間線の道路改良舗装工事を実施しておりましたが、当路線の整備が平成21年度までの2か年で完了いたしますことから、平成22年度において新たに町道桑ノ山線の道路改良舗装工事全長225メートル、幅員4メートルの整備を行うこととし、同計画の変更を行うものでございます。なお、本計画につきましては、辺地にかかる公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定に基づき、議会の議決を経て変更し、総務大臣に提出しなければならないため、議会の議決を求めるものであります。以上で説明といたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第16，議案第10号「川俣町携帯電話エリア整備事業分担金徴収条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） 議案第10号、川俣町携帯電話エリア整備事業分担

## 金徴収条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条及び第228条第1項の規定に基づき、町が実施する携帯電話エリア整備事業の実施に係る分担金（以下「分担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において携帯電話エリア整備事業とは、携帯電話に係る無線通信用鉄塔施設その他無線通信サービスの提供に必要な施設を設置する事業をいう。

### (分担金の徴収)

第3条 町は、携帯電話エリア整備事業により整備する施設を利用して利益を受ける者から分担金を徴収する。

### (分担金の額)

第4条 前条の規定により徴収する分担金の額は、携帯電話エリア整備事業に要する経費のうち、町長が定める額とする。

### (分担金の徴収方法)

第5条 分担金は、納入通知書により一時に徴収する。ただし、町長が必要と認める場合は、分割して徴収することができる。

### (分担金の賦課期日及び納期)

第6条 分担金の賦課期日及び納期は、町長が定める。

### (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成22年3月4日提出

川俣町長 古川道郎

### (提案理由)

町が行う携帯電話エリア整備事業により利益を受ける電気通信事業者から、事業の実施に係る分担金を賦課、徴収するため、この条例を制定しようとするものである。

説明を申し上げます。

本条例は、本年度に国の電波遮へい対策事業と補助金と第1次補正予算で措置されました地域活性化公共投資臨時交付金を活用し、本町内の携帯電話、不通話エリア解消事業に取り組むことといたしました。この補助金を受けて実施する事業におきましては、整備いたしました施設を使用することにより、利益を受ける電気通信事業者から町負担分の一定割合を負担していただくこととなっております。そのため地方自治法第224条及び第228条第1項の規定に基づき、分担金を徴収す

るための条例を制定するものでございます。なお、この補助事業における電気通信事業者の負担する割合は、例年ですと事業費の9分の1でございますが、今年度につきましては国から地域活性化公共投資臨時交付金が充当されるため、事業者が負担する割合が事業費の90分の1となるものでございます。

以上で説明といたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第17、議案第11号「川俣町火葬場建設基金条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議案第11号、川俣町火葬場建設基金条例（設置）

第1条 川俣町火葬場の建設に必要な財源を確保するため、川俣町火葬場建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月4日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

川俣町火葬場の建設に必要な財源を確保するため、この条例を制定しようとするものである。

ご説明申し上げます。

現火葬場の老朽化に伴い、新たな火葬場の整備を図るため、必要な財源につぎまして基金を設け積み立てを行うため、今火葬場建設基金条例を制定しようとするものであります。説明は以上です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第18，議案第12号「川俣町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第12号、川俣町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

川俣町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年川俣町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「又は免疫」を「、免疫又は肝臓」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月4日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）の一部改正により、平成22年4月1日より、肝臓の機能障害が身体障害者手帳の交付対象となるため、所要の改正を行うものである。

説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、政令の一部改正により、来年度より肝臓の機能障害が身体障がい者手帳の交付対象に追加されることによる改正であります。町では、この医療費の給付に関する条例の規定により、身体に重度の障害をお持ちの方に対して、医療費の給付を行っており、給付の対象は身体障害者手帳の交付を受けていられる一定程度の等級の方となります。医療費給付の対象となる身体障害者手帳の等級は、重度の1級、2級の方に加え、第2条第1項第3号では、3級該当の方を定めており、政令で定める3級の機能障害に、この度肝臓の機能障がい追加されるために、身体障害者手帳の交付条件に合わせた医療費給付の改正を行うものでございます。以上、説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第19，議案第13号「川俣町峠の森自然公園設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 議案第13号、川俣町峠の森自然公園設置条例の一部を改

正する条例

川俣町峠の森自然公園設置条例（昭和 5 8 年川俣町条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表バンガローの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 2 年 3 月 4 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

バンガロー施設の解体に伴い、所要の改正を行うものである。

説明を申し上げます。

この別表につきましては、峠の森自然公園内の施設及び用具にかかる使用料について、定めてございます。今年度バンガローの施設を老朽化のため解体をいたしましたので、今回、この別表にあるバンガローの項を削るものであります。

以上で議案第 1 3 号の説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後 1 時です。  
(正 午)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。(午後 1 時 0 0 分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 2 0，議案第 1 4 号「川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 議案第 1 4 号、川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例の一部を改正する条例

川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例（平成 2 0 年川俣町条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

| 施設名称    | 位 置                 |
|---------|---------------------|
| 山木屋体験施設 | 川俣町山木屋字問屋 6 8 番地の 3 |
| 寺久保体験施設 | 川俣町字寺久保 7 7 番地の 3   |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 2 年 3 月 4 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

定住・二地域居住体験施設を増設することにより、町の活性化を図るため、所要

の改正を行うものである。

説明を申し上げます。

第2条は、施設の名称及び位置を表において定めております。この条例の定住・二地域体験施設は、現在、山木屋にあります体験施設1か所のみであります。今回、寺久保地内にあります町施設を整備し、新たに定住・二地域居住体験施設として加えるものであります。

この施設の概要であります。木造の平家建て、延べ床面積が66.44平方メートル、建物は町所有であります。敷地は、222.80平方メートルでありまして、これは借地でございます。施設を新たに加えるため、現在の施設の名称が定住・二地域居住体験施設となっておりますことから、山木屋体験施設に改め、新たに加える施設を寺久保体験施設とするものであります。

以上で説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第21，議案第15号「町道路線の認定、変更及び廃止について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（神野幸一君） 議案第15号、町道路線の認定、変更及び廃止について

町道の路線を次のように認定、変更及び廃止する。

1. 認定する路線

| 路線番号 | 路線名   | 起 点             | 重要な経過地 |
|------|-------|-----------------|--------|
|      |       | 終 点             |        |
| 1115 | 本町2号線 | 川俣町字本町3-1       | 本町地内   |
|      |       | 川俣町字本町6         |        |
| 2027 | 東地内線  | 川俣町大字小神字東地内1-2  | 東地内地内  |
|      |       | 川俣町大字小神字大老内11-2 |        |
| 2028 | 西ノ内線  | 川俣町大字小神字西ノ内6-2  | 西ノ内地内  |
|      |       | 川俣町大字小神字東地内35-1 |        |
| 4048 | 反田線   | 川俣町大字小島字反田8     | 反田地内   |
|      |       | 川俣町大字小島字反田31-1  |        |
| 8081 | 八木南線  | 川俣町山木屋字八木南17-2  | 八木南地内  |
|      |       | 川俣町山木屋字八木南25-2  |        |

2. 変更する路線

| 路線番号 | 新旧 | 路線名          | 起 点              | 重要な経過地 |
|------|----|--------------|------------------|--------|
|      |    |              | 終 点              |        |
| 2021 | 旧  | 東地内・<br>西ノ内線 | 川俣町大字小神字東地内 1-2  | 西ノ内地内  |
|      |    |              | 川俣町大字小神字西ノ内 6-2  |        |
|      | 新  |              | 川俣町大字小神字大老内 13-1 |        |
|      |    |              | 川俣町大字小神字鍛冶内 1-1  |        |
| 2117 | 旧  | 下中島・<br>伊豆後線 | 川俣町大字鶴沢字下中島 12   | 下中島地内  |
|      |    |              | 川俣町大字鶴沢字伊豆後 8-2  |        |
|      | 新  |              | 川俣町大字鶴沢字下中島 12   |        |
|      |    |              | 川俣町大字鶴沢字伊豆後 7-2  |        |
| 2221 | 旧  | 柏崎線          | 川俣町大字東福沢字柏崎 74-6 | 柏崎地内   |
|      |    |              | 川俣町大字東福沢字柏崎 74-7 |        |
|      | 新  |              | 川俣町字柏崎 74-6      |        |
|      |    |              | 川俣町字柏崎 74-8      |        |
| 4005 | 旧  | 道平線          | 川俣町大字小島字犬石 6-1   | 犬石地内   |
|      |    |              | 川俣町大字小島字中屋敷 11-1 |        |
|      | 新  |              | 川俣町大字小島字長根山 44-1 |        |
|      |    |              | 川俣町大字小島字中屋敷 11-1 |        |
| 4027 | 旧  | 中屋敷・<br>反田線  | 川俣町大字小島字中屋敷 3-1  | 反田地内   |
|      |    |              | 川俣町大字小島字反田 8     |        |
|      | 新  |              | 川俣町大字小島字中屋敷 3-1  |        |
|      |    |              | 川俣町大字小島字反田 14-1  |        |
| 6016 | 旧  | 俎板倉・<br>大木保線 | 川俣町大綱木字俎板倉 15-1  | 俎板倉地内  |
|      |    |              | 川俣町大綱木字大木保 12-1  |        |
|      | 新  |              | 川俣町大綱木字俎板倉 15-1  |        |
|      |    |              | 川俣町大綱木字大木保 41-1  |        |
| 8022 | 旧  | 板宮山・<br>阿間線  | 川俣町山木屋字世戸四山 10-2 | 世戸四山地内 |
|      |    |              | 川俣町山木屋字八木南 25-1  |        |
|      | 新  |              | 川俣町山木屋字世戸四山 10-2 |        |
|      |    |              | 川俣町山木屋字八木南 17-1  |        |

### 3. 廃止する路線

| 路線番号 | 路線名      | 起 点          | 重要な経過地 |
|------|----------|--------------|--------|
|      |          | 終 点          |        |
| 1056 | 鉄炮町・池ノ入線 | 川俣町字鉄炮町 77-1 | 鉄炮町地内  |
|      |          | 川俣町字池ノ入 24   |        |

平成22年3月4日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び同法第10条第2項、同条第3項の規定により、町道路線の認定、変更及び廃止をするものである。

それでは、町道路線の認定、変更及び廃止について説明を申し上げます。

認定する路線でございますが、1115号、本町2号線につきましては、字本町地内、元小松屋お菓子屋さん跡でございます。町道新中町・中道線から町道後田・本町線を連絡するものでありまして、地域の要望により道路を新設整備するため、新たに認定するものでございます。

続きまして、路線番号2027、2028につきましては、東地内・西ノ内線の変更に関連するものでございます。2027東地内線につきましては、小神字東地内内地内の道路で変更する路線、東地内・西ノ内線の起点が、町道秋山線から町道東地内・田代線へ変更することによりまして、旧東地内・西ノ内線の起点部を町道小神・秋山線から変更する町道東地内・西ノ内線の区間を新たに認定するものでございます。2028西ノ内線につきましては、小神字西ノ内地内の道路でございまして、変更する路線東地内・西ノ内線の終点を変更することにより、旧東地内・西ノ内線の終点部を町道小神・秋山線から変更する町道東地内・西ノ内線の区間を新たに認定するものでございます。4048反田線につきましては、小島字反田地内の道路で並行する路線中屋敷・反田線の終点を変更することにより、旧中屋敷・反田線の終点部を町道和平・中島前線から変更する町道中屋敷・反田線の区間を新たに認定するものでございます。8081八木南線につきましては、山木屋字八木南内地内の道路で、変更する路線板宮山・阿間線の終点を変更することにより、旧板宮山・阿間線の終点部を変更する町道板宮山・阿間線から町道八木線の区間を新たに認定するものでございます。

次に、変更する路線でございますが、2021東地内・西ノ内線につきましては、小神字西ノ内地内の道路で、起点を町道小神・秋山線から町道東地内・田代線へ変更し、併せて終点位置を変更するもので、町道の改良路線に合わせた変更するものでございます。路線番号2117、2221、4005の3路線につきましては、国道改築工事に関連した変更でございます。2117下中島・伊豆後線につきましては、鶴沢字下中島内地内の道路で、終点が国道114号改築工事で、国道の区域内となりましたので、見直して町道鶴東・鉄炮町線から国道114号までの路線にす

るため延長を短縮し、終点の変更をするものでございます。2221 柏崎線につきましては、字柏崎地内の道路でありまして、国道114号改築工事で路線が分団されましたので、町道熊ノ宮・柏崎線から国道114号までの路線にするため、延長を短縮し、終点の変更するものでございます。4005 道平線につきましては、小島犬石地内の道路で、国道349号改築工事で起点部が国道の区域内となりましたので、国道349号から町道遠西・田代線までの路線にするため、延長を短縮し、起点の変更をするものでございます。4027 中屋敷・反田線につきましては、小島字反田地内の道路でありまして、道路改良した路線に合わせて町道遠西・田代線から町道和平・中島前線までの路線にするための終点の変更をするものでございます。6016 俎板倉・大木保線につきましては、大綱木俎板倉地内の道路でございまして、国道349号から町道改良した路線に合わせて、終点の変更をするものでございます。8022 板宮山・阿間線につきましては、山木屋宇世戸四山地内の道路でありまして、町道の改良した路線に合わせて見直しを行い、町道八木線から町道八木線までの路線にするための終点の変更をするものでございます。

次に、廃止する路線でございますが、1056 鉄炮町・池ノ入線につきましては、字鉄炮町地内の道路でございますが、館ノ山線の道路区域と重複しております。館ノ山線に代替機能を有しておりますので、廃止をするものでございます。

以上で議案第15号、町道路線の認定、変更及び廃止についての説明とさせていただきます。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第22、議案第16号「川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（神野幸一君） 議案第16号、川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

川俣町町営住宅管理条例（平成9年川俣町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者」を「公営住宅法施行令第6条第1項第1号、第2号に規定する者、20歳未満の子を扶養しているひとり親、多子世帯」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 その他の町営住宅については、前項までの規定にかかわらず、町長が割当をし、優先的に選考して入居させることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

平成22年3月4日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

雇用促進住宅川俣宿舎を買取り、その他の町営住宅とするため、所要の改正を行うものである。

それでは、町営住宅管理条例の一部改正について説明を申し上げます。

町営住宅管理条例第8条には、入居者の選考について規定してございます。同条例第8号第4項には、入居者の優先入居について規定しており、すべての町営住宅について、該当するものでございます。60歳以上の者、障がい者、20歳未満の子を扶養しているひとり親、多子世帯に該当する方は、優先的に入居できるものとするものでございます。加えまして、同条第5項には、その他の町営住宅は、壁沢住宅2号棟とするものでして、優先的に選考して入居できる方は、60歳以上の方、UIターン者、新婚世帯とするものでございます。

以上で議案第16号の説明とさせていただきます。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第23，議案第17号「川俣町美術館設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） 議案第17号、川俣町美術館設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、川俣町美術館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 優れた美術品を通じて芸術に親しみ、町民の心の豊かさと感性を育み、地域文化の振興を図るため川俣町美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第3条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 川俣町美術館
- (2) 位置 川俣町大字西福沢宇山榊内20番地

（管理）

第4条 美術館は、川俣町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（業務）

第5条 美術館は、次の業務を行う。

- (1) 美術品及び美術に関する資料（以下「美術館資料」という。）を収集・保管及び展示すること。
- (2) 美術館資料の利用に関し必要な説明及び助言・指導を行うこと。
- (3) 美術館資料に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。

(4) 美術館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成及び配付すること。

(5) 美術館資料に関する講演会、講習会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、美術館運営に関し必要な業務  
(美術館運営委員会)

第6条 美術館の円滑な運営を図るため、川俣町美術館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

2 運営委員会については、別に定める。

(美術館収蔵品選定委員会)

第7条 美術館収蔵品の適正な取得及び処分のため、川俣町美術館収蔵品選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置くことができる。

2 選定委員会については、別に定める。

(職員)

第8条 美術館に館長及びその他必要な職員を置くことができる。

(観覧料及び使用料)

第9条 美術館の観覧及び使用を希望するものは、別表に定める観覧料及び使用料を納付しなければならない。

(観覧料及び使用料の減免)

第10条 教育委員会は、特別な理由があるときは、町長の承認を得て観覧料及び使用料を減免することができる。

(損害賠償の義務)

第11条 観覧者又は使用者は、美術館の施設、設備、美術館資料等を損傷し、滅失し、破損し、又は紛失したときは、教育委員会の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 観覧者又は使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が代行し、これに要した費用は、当該観覧者又は使用者から徴収する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表第9条であります。観覧料と使用料の規定がございます。

別表（第9条関係）

観覧料

| 区 分      | 観覧料（1人1回） |     |
|----------|-----------|-----|
|          | 個 人       | 団 体 |
| 一 般      | 100円      | 80円 |
| 高校生から小学生 | 50円       | 40円 |
| 未 就 学 児  | 無料        | 無料  |

備考 この表において「団体」とは、20人以上の場合をいう。

使用料（企画展示室等1室当たり）

| 使 用 料                   |               |
|-------------------------|---------------|
| 開館時間<br>(午前10時から午後4時まで) | 開館時間以外の1時間当たり |
| 3,000円                  | 600円          |

備考 附属する設備、器具等の使用料は、規則で定める。

平成22年3月4日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

旧福沢小学校を活用して設置する川俣町美術館開設に伴い、設置及び管理に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

ご説明申し上げます。

旧福沢小学校の廃校に伴って、旧校舎を利用して川俣町美術館を平成22年度の当初に開設するために、設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

以上、説明といたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第24、議案第18号「川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） 議案第18号、川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例

川俣町公民館使用条例（昭和56年川俣町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「10割」の次に「又は町長が定める割合」を加える。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月4日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

使用料の減免の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

現在、減免する割合が条文によりまして10割1本でありましたが、これを町長の定める割合ということで、町又は教育委員会共催するものについては10割、町教育委員会後援をするものが8割、その他町長が定める割合ということで、これによらない割合で減免するというような3通りの減免の方法を今回提案したものであります。以上、提案申し上げます。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) ここでおはかりいたします。

日程第25, 議案第19号から日程第30, 議案第24号までは、平成21年度各会計の補正予算です。以上6件を一括議題とし、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって以上6件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第25, 議案第19号「平成21年度川俣町一般会計補正予算(第9号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(佐久間恒司君) 議案第19号 平成21年度川俣町一般会計補正予算(第7号)について説明した。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第26, 議案第20号「平成21年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」、日程第27, 議案第21号「平成21年度川俣町老人保健特別会計補正予算(第2号)」、日程第28, 議案第22号「平成21年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第4号)」、日程第29, 議案第23号「平成21年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、以上4件を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(佐藤真寿夫君) 議案第20号 平成21年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第21号 平成21年度川俣町老人保健特別会計補正予算(第2号)、議案第22号 平成21年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第23号 平成21年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明した。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第30, 議案第24号「平成21年度川俣町飯坂財産区

特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（仲江泰宏君） 議案第24号 平成21年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第1号）について説明した。

◇ ◇ ◇

- 議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は午後2時25分といたします。  
(午後2時10分)

◇ ◇ ◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。  
(午後2時24分)

◇ ◇ ◇

- 議長（佐藤喜三郎君） おはかりいたします。

日程第31, 議案第25号から日程第44, 議案第38号までは平成22年度各会計の当初予算です。以上14件を一括議題として、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって以上14件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第31, 議案第25号「平成22年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

- 企画財政課長（佐久間恒司君） 議案第25号 平成22年度川俣町一般会計予算について説明した。

◇ ◇ ◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第32, 議案第26号「平成22年度川俣町国民健康保険特別会計予算」、日程第33, 議案第27号「平成22年度川俣町老人保健特別会計予算」、日程第34, 議案第28号「平成22年度川俣町介護保険特別会計予算」、日程第35, 議案第29号「平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」、以上4件を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

- 保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第26号 平成22年度川俣町国民健康保険特別会計予算、議案第27号 平成22年度川俣町老人保健特別会計予算、議案第28号 平成22年度川俣町介護保険特別会計予算、議案第29号 平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算について説明した。

◇ ◇ ◇

- 議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は3時50分といたします。  
(午後3時35分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後 3 時 5 0 分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） はじめに、ここで企画財政課長から発言を求められておりますので、発言を許します。企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） それでは、先ほどの議案第 25 号、平成 20 年度川俣町一般会計予算の中で、読み違いをいたしましたので、訂正をさせていただきます。

第 3 条でございますが、一時借入金の最高額を私 5,000 万円と読んでしまいましたが、5 億円でございますので、改めて訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 36, 議案第 30 号「平成 22 年度川俣町水道事業会計予算」、日程第 37, 議案第 31 号「平成 22 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」、以上 2 件を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（神野幸一君） 議案第 30 号 平成 22 年度川俣町水道事業会計予算、議案第 31 号 平成 22 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 38, 議案第 32 号「平成 22 年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 議案第 32 号 平成 22 年度川俣町奨学資金特別会計予算について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 39, 議案第 33 号「平成 22 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 議案第 33 号 平成 22 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 40, 議案第 34 号「平成 22 年度川俣町小島財産区特別会計予算」、日程第 41, 議案第 35 号「平成 22 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」、日程第 42, 議案第 36 号「平成 22 年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」、日程第 43, 議案第 37 号「平成 22 年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」、日程第 44, 議案第 38 号「平成 22 年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第 34 号～議案第 38 号までの平成 22 年度川俣町小

島・飯坂・大綱木・小綱木・山木屋財産区特別会計予算について説明した。



◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただき、委員会の日程等について協議願います。  
なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長にお願いいたします。

明日5日は、議案調査のため休会といたします。6日は土曜日、7日は日曜日のため、休会といたします。8日月曜日は、午前10時に本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後4時35分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 高橋道弘

同 署名議員 高橋真一郎